

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00802

研究課題名（和文）刑事責任の拡散と収斂 人、法人、AI

研究課題名（英文）The study for reconstruction of the criminal responsibility of a natural and legal person and AI.

研究代表者

今井 猛嘉（Imai, Takeyoshi）

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：50203295

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,200,000円

研究成果の概要（和文）：刑事責任の拡散と収斂との観点から、自然人の刑事責任の基礎を再確認した。法益侵害が自由意思により惹起された場合、他の意思形成が可能であった点をとらえて非難するとの理論が採用され、これが法人にも適用されている点が確認された。しかし法人における自由意思の措定は、ほぼフィクションである。当該フィクションは自然人の法益を保護するために有益である限り採用できるが、AIとの関係でも、AIの挙動による法益侵害を回避するための介入に際して、AIの意志的行為が想定されるならば、AIの刑事責任も構想可能である。この仮説は、伝統的な刑法理論の基礎にある自然人全能モデルからの乖離が必要となり、その実現は今後の課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

AIの利用が急激に進んでいるが、AIの挙動により法益侵害が生じた場合に、誰にどのような刑事責任を問うのかという問題は、十分には検討されていない。多くの場合、そうした事例にも従来の刑法理論が適用できるとされている。しかし、自動運転車が暴走した場合、より小さな被害にとどめるための走行が選択された結果、歩行者等が死傷した事例の検討では、最終的には、AIの刑事責任を問題にせざるを得ない。本研究は、この課題に関する先駆的検討を加えたものである。

研究成果の概要（英文）：In this study, the basic theory by which criminal responsibility of a natural person is justified has been checked. It is confirmed that this theory is based on the free will theory that postulates that a reasonable person could have avoided infringement of legally protected interests. It can be applied to the legal person as long as it could be regarded as a creature having free will. If this idea could be applied to AI, its criminal responsibility could also be conceived with the necessary amendment of the traditional free will theory.

研究分野：刑法、経済刑法、法と経済学、国際経済刑法

キーワード：AI 自由意思 法人処罰 刑事制裁 抑止刑

## 刑事責任の拡散と収斂—人、法人、AI

### 1. 研究開始当初の背景

刑事責任の拡散と収斂が、AIの利用が進む過程で生じているのではないかとの問題意識から、自然人の刑事責任の基礎を再確認し、それが法人に妥当するのか、更にAIとの関係で従来の刑事責任論を維持できるのか。刑事責任論の基礎を探ることが、本研究開始時の学問的関心であった。

例えば、AIにより制御されて自動走行をしている車両がレベル4でODD内を走行中に、前方からセンターラインを超えて進行してきた他車両との衝突を回避するため、進路を左側に変更したため、道路左側の歩行者用ゾーンを歩いていたVに衝突し、Vが死亡した場合、誰がV死亡に係る刑事責任を問われるのか。この設例の検討を通じて、AIと刑事責任論の問題を検討し、そこで得られた知見が、法人及び人(自然人)に係る従来の刑事責任論に如何なる影響を及ぼすのかを検討しようと試みた。

この問題関心は、AIに係る損害(ないし法益侵害)発生事例については、既存の刑事責任論では対処できない場合が多々あり、その領域において刑事責任の妥当性を検討する必要はないとの見解が、とりわけ研究開始当初において多かったことへの疑念から生じたものである。従来の刑事責任論は、統一的理論ではあるが、その前提となる主体ないし行為者像(自由意思を行使可能な自然人)に対しては、他の専門領域から疑問が提起されている。その疑問が妥当なのかを、人、法人、AIの共通点と相違点を視野に入れて包括的に検討することが、本研究の契機となった着眼点である。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、既存の刑法理論の基礎となる理解と、その適用範囲を確認し、これが、法人およびAIによる法益侵害との関係でも利用できる発想であるか、仮にそうでないとするれば、法人およびAIの特徴に応じた制裁体系は如何なるものであるべきか、また、それを刑事法体系として評価できるかを、自動運転車に係る事故事例や、戦闘状態における無人ドローンの利用による市民の殺傷事例を取りあげつつ、検討を加えようとするものである。

究極の研究目的は、自由意思を前提とした刑事責任論という、伝統的理解の妥当性の検証である。1で述べたように、近代刑法学の刑事責任論の骨格をなす自由意思という概念は、規範的概念であるが、その基盤が科学的・実証的に基礎づけられていないのではないかとの批判にさらされている。この批判は、人(自然人)との関係では重大な問題とならない場合がある(人の心理的側面の認定は、そもそも、完全にはできない以上、そうした特徴ないし限界を踏まえ、自由意思の不可知性を重大な難点とはしないことにする法曹関係者の間での妥協的処理(convention)が可能であり、現に、自然人被告人の責任能力に係る鑑定意見の処理状況も、この観点から整理可能なものもある)。しかし、人と同様の物理的ないし心理的意味での自由意思を観念できない法人及びAIとの関係では、この問題の対処が重大な検討課題となる。

本研究は、この意味で、法人とAIにおける自由意思に対応しうる実態を、人の自由意思と比較対照しつつ、両者の基盤を学際的に検討することを目的とした。

### 3. 研究の方法

典型的な事例として、上記の自動運転車や無人ドローンに係る事例の処理を考える。

その際には、こうした事例の処理につき、議論の蓄積が進んでいる海外の研究状況を分析する。その後、その分析結果と、日本の既存の刑法理論に基づく処理との比較を行う。

こうした検討を通じて、日本の既存の刑法理論の妥当範囲を相対化し、それが、法人およびAIに適用可能かを確認する。

国際的には、上記事例における自動運転やドローンを制御するAIに対して、一定の法的制裁を課すべきとの議論も、活発化している。そこでは、民事法又は行政法的規制と、刑事法的規制の双方が考慮されていることが多いが、そもそも刑事法的規制とは何か(その再定義)も模索しつつ、日本の理解による刑事法的規制が法人はAIに及び得るのかを、民事法、法哲学、法社会学、法と心理学、法と経済学、法医学の知見も動員して、検討する。

### 4. 研究成果

#### (1) 伝統的な刑事責任論のAIへの適用可能性

伝統的な刑事責任論は、法益侵害が自由意思により惹起された場合、他の意思形成により当該法益侵害の回避が可能であった点をとらえて、そうした意思形成をしなかった行為者非難することを正当化する理論である。この理解が、日本では、法人にも適用され得るとの理解が一般的であることが、確認された。法人における自由意思の措定は、自然科学的に言えばフィクションである。しかし、当該フィクションは、自然人の法益を保護するために有益である限り採用できる。AIとの関係でも、AIの挙動による法益侵害を回避するための介入(intervention)に際し

て、AI固有の意思的行為が想定されるならば、AIの刑事責任も構想可能である。

人(自然人)において自由意思が前提とされるのは、法益侵害に向かう行為と、そうではない行為との選択可能性が、自由意思が存在する限りで肯定される、と考えられたからである。そこで、法人およびAIにおいても、その挙動により、法益侵害に至る結果と、法益侵害が回避される結果との、いずれかの選択が可能となるシステムの存在が認められる限り、法人およびAIに特有の(法益侵害回避と関係づけられた限りでの)自由意思を想定することが可能である。その場合には、当該システムに介入し(intervention)法益侵害に向かう行為を制止することが可能になる。この介入は、法人又はAIに、その自由な行動選択を制約するという意味で、法人又はAIに対する不利益的制裁である。

この意味での不利益的制裁の発動は、法人においては、例えば、株式会社では、株主総会決議により会社としての行為を選択する余地がある場合に、同決議およびこれに影響を事実上及ぼし得る取締役会決議に介入し、その行為選択の自由を制約することを意味する。また、AIとの関係では、AIに、アルゴリズムによる挙動選択の可能性がある限り、一定の方向へのデータ処理を強制する介入は、AIにとって不利益的制裁である。

こうした法人又はAIに対する不利益的制裁は、従来の日本刑法理論の観点からすると、法人又はAIとしての自由意思の存在を前提として初めて許容されるが、以上の本研究の理解に基づけば、構想可能な立論であることが確認された。

## (2) 今後の課題

本研究で得られたこの仮説は、伝統的な刑法理論の基礎にある(自由意思を行使しうる)自然人モデルを、法人およびAIにも、可能な限り妥当させようとするものである。この理解は、理論的には主張しうるものであるが、その具体的な妥当範囲の確認は、今後の課題である。

本研究の終盤では、この検証方法の具体化も検討した。それは、例えば、人型ロボットと、そのような外観を有しないロボット(いずれもAIにより行動を制御されているロボット)を同時に用い、レストランで客に対して料理をサーブさせ、その過程で故意に料理を客の面前で皿から床に落とすことで、食用できないようにした場合、その料理を待っていた客は、どのような反応を示すのかの調査と分析である。AIに制御されていても、人型ロボットからは、背後のAIが容易には認識できないので、人に対するのと同様の心理的反応(応報的リアクション等)を示すのか、あるいは、AIが挙動を制御している以上、人に対するのと同様の責任非難の対象にはならないと判断するのか等を、様々な文脈で試し、その結果を分析するという方法である。そこで得られたデータは、心理学、法社会学、法哲学、法と経済学の観点から分析された後に、刑法解釈学の検討対象となる。この分析と統合は、本研究の発展的研究として、近い将来に行いたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 今井猛嘉	4. 巻 118巻4号
2. 論文標題 自動運転の安全性を担保する法制度—ディレンマ状況への対応 志林118巻4号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 123-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今井猛嘉	4. 巻 118巻1号
2. 論文標題 自動運転者の実用化に向けた課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 202-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 遠山純弘	4. 巻 118巻4号
2. 論文標題 占有論—占有訴権から占有を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 73-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 城下裕二	4. 巻 45号
2. 論文標題 触法精神障害者の処遇に関する研究動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 131～139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Daisuke Mori	4. 巻 28
2. 論文標題 Deterrent Effect of Capital Punishment in Japan: An Analysis Using Nonstationary Time-Series Data	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Supreme Court Economic Review	6. 最初と最後の頁 61-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takeyoshi Imai	4. 巻 43
2. 論文標題 Legal regulation of autonomous driving technology: Current conditions and issues in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 IATSS Research	6. 最初と最後の頁 263-267
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 今井猛嘉	4. 巻 73巻2号
2. 論文標題 自動運転制度実現へ向けた動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 44-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森 大輔	4. 巻 148
2. 論文標題 日本の死刑の抑止効果 3つの先行研究の計量分析の再検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 416-344
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Ko Hasegawa	4. 巻 1
2. 論文標題 On the Modes of Confluence in Law	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Current Issues of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 39-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Machida M, Kibayashi K	4. 巻 Supplement Series, 7(1)
2. 論文標題 Investigation of the efficiency of whole genome amplification prior to short tandem repeat analysis using degraded DNA	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Forensic Science Internationa	6. 最初と最後の頁 587-588
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木林和彦	4. 巻 33(2)
2. 論文標題 法医学から見た外傷患者の死因診断と病態解析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本Shock学会誌	6. 最初と最後の頁 45-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今井猛嘉	4. 巻 1
2. 論文標題 自動運、AIと刑法：その素描	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日高義博先生古稀祝賀論文集 上巻	6. 最初と最後の頁 353- 371
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今井猛嘉	4. 巻 71巻7号
2. 論文標題 自動運転制度実現への課題と展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 44-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 城下裕二	4. 巻 456号
2. 論文標題 量刑	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 127-132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 膳場百合子
2. 発表標題 包括的な因果認知傾向と責任判断— 人、組織、AI がもたらした結果に対する原因と責任の知覚
3. 学会等名 日本社会心理学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 今井猛嘉
2. 発表標題 AIと刑法 自動車運転に係る事故処理を中心として
3. 学会等名 日本刑法学会第97回
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	膳場 百合子 (Zemba Yuriko) (00548886)	早稲田大学・理工学術院・教授  (32689)	
研究分担者	木林 和彦 (Kibayashi kazuhiko) (20244113)	東京女子医科大学・医学部・教授  (32653)	
研究分担者	森 大輔 (Mori Daisuke) (40436499)	熊本大学・大学院人文社会科学部(法)・准教授  (17401)	
研究分担者	遠山 純弘 (Toyama Sumihiro) (70305895)	法政大学・法務研究科・教授  (32675)	
研究分担者	松村 良之 (Matsumura Yoshiyuki) (80091502)	明治大学・研究・知財戦略機構(駿河台)・研究推進員  (32682)	
研究分担者	長谷川 晃 (Hasegawa Ko) (90164813)	北海道大学・法学研究科・客員研究員  (10101)	
研究分担者	城下 裕二 (Shirosita Yuji) (90226332)	北海道大学・法学研究科・教授  (10101)	



7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------